

船員保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届（育児休業用）

【手続概要】

この届出は、育児休業等終了時報酬月額変更届で標準報酬月額が改定された船員保険の被保険者が、勤務時間、その他の勤務条件の変更により、従前の標準報酬月額と異なったときに、変更があった日から10日以内に船舶所有者が行うものです。

【標準報酬月額改定の概要】

標準報酬月額は、「勤務時間またはその他の勤務条件に変更のあった日」現在の報酬を基準として算定し、変更のあった日の属する月の翌月（変更のあった日が月の初日であるときは、その月）から改定されます。

【添付書類】

不要

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参

※電子申請の対象届書ではありませんのでご注意ください。